

大隅国建部氏系図考証(2)

日隈正守

(1999年10月15日 受理)

The study on Takebe's family tree in Osumi province(2)

Masamori HINOKUMA

はじめに

建部氏は、大隅国衙の在庁官人であると共に大隅国の一宮である大隅正八幡宮の宮領領主であった。大隅正八幡宮の神官を兼帯している時期もあったし、大宰府領の領主でもあった。平安期における大隅国支配をめぐる大宰府と国衙との関係、平安・鎌倉期における国衙・一宮の大隅国内支配の実態を分析する上で、建部氏は重要な研究素材である。建部氏は、鎌倉初期以降御家人になり、鎌倉中期以降大隅守護北条氏の被官となった。鎌倉幕府の大隅国内支配を検討する上でも、建部氏は貴重な存在である⁽¹⁾。

中世における建部氏の存在形態を分析するために、建部氏の正確な系図は必要である。しかし建部氏の系図に関しては、「平氏禰寝家系図」・「小松家系図」がある⁽²⁾。此等の系図の信憑性は如何であろうか。系図は編纂されたものであり、編纂者の編纂目的や編纂された時期を考慮しないと史料として使用する事はできない。文書の様な一次史料が現存する場合は、文書から系図を作成した方がよいと考えられる。以前私は、こうした意図の下に平安末期における建部氏の系図を復元した⁽³⁾。

本稿では、その拙稿を承けて鎌倉期の建部氏の中で禰寝院郡司・地頭職を相伝した建部惣領家の系図を復元してみたい。使用する『禰寝文書』は、鹿児島県歴史資料センター黎明館編『鹿児島県史料』旧記雑録拾遺家わけ(1)(鹿児島県、1988)に収録された文書を使用し、系図中に示した史料番号は、同書の史料番号である。

建部(禰寝)氏系図の復元

鎌倉期の建部氏は、日本中世史上注目されている存在であるが、文書にのみ基づいた系図復元はされていない。そこで『禰寝文書』に収められた鎌倉期の文書から、禰寝惣領家の系図を復元する。文書の中には、ここに図示した人名以外にも多くの建部氏一族が登場するが、文書の中に血縁関係が明示された人物のみを取り扱った事を断っておく⁽⁴⁾。

系図1 (『禰寝文書』から復元した建部(禰寝)氏系図)

清重

次郎

(嘉禄元年(1225)八月 日付大隅国守護北条朝時下知状写, 禰-16)

嘉禄元年(1225)八月二十五日付大隅国守護代某施行状写, 禰-18)

沙弥行西

(建仁三年(1203)八月 日付大隅国司序宣写, 禰-3)

建仁三年(1203)十月三日付大隅国留守所下文写, 禰-4)

禰寝郡司入道

(「建仁三年」(1203)七月二十七日付北条時政副文写, 禰-2)

禰寝南俣院地頭

(建仁三年(1203)七月三日付関東御教書写, 禰-1)

建仁三年(1203)八月 日付大隅国司序宣写, 禰-3)

建仁三年(1203)八月 日付宇佐弥勒寺寺家公文所下文写, 禰-280)

(「建永二年」(1207)二月二十九日付関東御教書写, 禰-5)

建永二年(1207)三月三十日付宇佐弥勒寺寺家公文所下文写, 禰-269)

建永二年(1207)五月十七日付大隅正八幡宮公文所下文写, 禰-270)

禰寝南俣(院)郡司・地頭(地頭・郡司)

(建仁三年(1203)十月三日付大隅国留守所下文写, 禰-4)

建仁三年(1203)十月三日付大隅正八幡宮公文所下文写, 禰-268)

建永二年(1207)五月二十四日付大隅国留守所下文写, 禰-281)

禰寝院司・地頭

(承久三年(1221)三月二十三日付禰寝院司建部清重入道讓状写, 禰-10)

貞応元年冬頃, 死去。

(貞応二年(1223)十一月 日付大隅正八幡宮神官・所司等解状写, 禰-284)

清忠

二郎

(建保五年(1217)八月二十二日付将軍(源実朝)家政所下文写, 禰-6)

禰寝院南俣本領主

(建保二年(1214)六月十五日付大隅正八幡宮神官・所司等解状写, 禰-283)

欄寝院南俣地頭

(建保五年 (1217) 八月二十二日付将軍 (源実朝) 家政所下文写, 欄-6)

建保五年 (1217) 九月二十六日付大隅国守護北条義時袖判散位藤原某奉書写, 欄-7

建保五年 (1217) 十月 日付大隅国司庁宣写, 欄-8)

欄寝院南俣地頭・郡司

(建保五年 (1217) 十一月 日付大隅国留守所下文写, 欄-9)

承久二年 (1220) 十一月六日関東参洛の途中, 近江国内において敵人に夜討ちを受けて死去。

(承久三年 (1221) 三月二十三日付欄寝院司建部清重讓状写, 欄-10)

清綱

房丸

(承久三年 (1221) 三月二十三日付建部清重讓状写, 欄-10)

房冠者

(嘉祿元年 (1225) 八月二十五日付大隅国守護代某施行状写, 欄-18)

弥二郎

(「嘉禎三年」 (1237) 正月二十五日付右衛門尉某書状写, 欄-23)

散位

(正元元年 (1259) 後十月五日付建部清綱讓状案, 欄-706)

建治二年 (1276) 正月三十日付建部清綱所従抄帳写, 欄-30

弘安三年 (1280) 九月八日付建部清綱置文, 欄-659

正応元年 (1288) 九月二十七日付将軍 (惟康親王) 家政所下文写, 欄-32)

欄寝院南俣名主

(天福二年 (1234) 十一月九日付大隅国守護北条朝時袖判藤原宗康奉書写 欄-22)

欄寝院司・名頭

(貞応二年 (1223) 十一月 日付大隅正八幡宮神官・所司等解状写, 欄-284)

欄寝 (院) 郡司

(「嘉禎三年」 (1237) 正月二十五日付右衛門尉某書状写, 欄-23)

仁治二年 (1241) 十一月一 (八) 日付大隅国守護北条朝時袖判右衛門尉宗康奉書写,
欄-273

仁治二年 (1241) 十一月十二日付大隅国守護代沙弥某施行状写, 欄-24

建長七年 (1255) 三月二十五日付六波羅御教書写, 欄-26

文永五年 (1268) 七月 日付大隅国司庁宣写, 欄-28)

欄寝院司

(正元元年 (1259) 後十月五日付沙弥蓮生・僧弁継連署起請文写, 欄-431)

正元元年 (1259) 後十月五日付建部清綱讓状案, 欄-706)

小欄寢院地頭

(貞応元年 (1222) 八月 日付大隅国守護所下文写, 欄-11)

欄寢 (院) 南俣地頭

(貞応三年 (1224) 四月十四日付関東下知状写, 欄-12)

貞応三年 (1224) 五月二十六日付六波羅施行状写, 欄-14)

寛喜元年 (1229) 十一月十一日付大隅国守護代某奉書写, 欄-20)

寛元元年 (1243) 八月二十九日付大隅国守護北条朝時袖判沙弥生阿奉書写, 欄-274)

寛元元年 (1243) 九月二日付大隅国守護所右衛門尉藤原某施行状写, 欄-25)

文永五年 (1268) ? 六月二十八日付六波羅御教書写, 欄-271)

欄寢南俣院地頭

(「貞応三年」 (1224) 五月一日付北条義時書状写, 欄-13)

貞応三年 (1224) 六月 日付宇佐弥勒寺寺家公文所下文写, 欄-15)

嘉禄元年 (1225) 八月 日付大隅国守護北条朝時下知状写, 欄-16)

「嘉禄元年」 (1225) 八月十二日付大隅国守護北条朝時書状, 欄-17)

嘉禄元年 (1225) 八月二十五日付大隅国守護代某施行状写, 欄-18)

嘉禄元年 (1225) 九月 日付宇佐弥勒寺寺家公文所下文写, 欄-19)

寛喜元年 (1229) 十一月十二日付大隅国守護所施行状写, 欄-21)

欄寢院司・地頭

(承久三年 (1221) 三月二十三日付建部清重讓状写, 欄-10)

正元元年 (1259) 後十月五日付建部清綱讓状写, 欄-29)

正応元年 (1288) 九月二十七日以前に死去。

(正応元年 (1288) 九月二十七日付将軍 (惟康親王) 家政所下文写, 欄-32)

清親

弥次郎

(正応元年 (1288) 十月三日付蒙古合戦勲功賞配分状写, 欄-33)

正応二年 (1289) 五月二十八日付六波羅施行状写, 欄-276)

沙弥行惠

(乾元二年 (1303) 六月二十一日付沙弥行惠讓状写, 欄-483)

嘉元三年 (1305) 十二月三日付大隅国守護北条時直書下写, 欄-36)

散位

(正安三年 (1301) 二月二十一日付建部清親讓状写, 欄-35)

欄寝南俣郡司

(弘安九年 (1286) 閏十二月十八日付鎮西談議所奉行人連署奉書写, 欄-31)

欄寝郡司入道

(嘉元三年 (1305) 十二月三日付大隅国守護北条時直書下写, 欄-36)

欄寝南俣院地頭

(正応元年 (1288) 九月二十七日付將軍 (惟康親王) 家政所下文写, 欄-32)

正応二年 (1289) 五月二十八日付六波羅施行状写, 欄-34)

欄寝南俣地頭・郡司

(正安三年 (1301) 二月二十一日付建部清親讓状写, 欄-35)

欄寝院司・地頭

(正元元年 (1259) 後十月五日付建部清綱讓状写, 欄-29)

大隅掾

(文永四年 (1267) 十二月二十四日付建部清綱讓状案, 欄-707)

嘉元三年 (1305) 十二月三日以前に死去。

(嘉元三年 (1305) 十二月三日付大隅国守護北条時直書下写, 欄-36)

—— 頼綱

(建治二年 (1276) 正月三十日付建部清綱所従抄帳写, 欄-30)

弘安六年 (1283) 十月九日付建部頼綱請取状, 欄-660)

用松名領主

(正元元年 (1259) 後十月五日付建部清綱讓状案, 欄-706)

文永四年 (1267) 十二月二十四日付建部清綱讓状案, 欄-707)

—— 清助

(建治二年 (1276) 正月三十日付建部清綱所従抄帳写, 欄-30)

—— 虎房

(建治二年 (1276) 正月三十日付建部清綱所従抄帳写, 欄-30)

—— 清元

(乾元二年 (1303) 三月二十四日付建部清元避状, 欄-758)

乾元二年 (1303) 三月二十四日付建部清元沽却状, 欄-759)

嘉元二年 (1304) 四月四日付建部清元避状写, 欄-484)

嘉元四年 (1306) 二月二十四日付建部清元讓状写, 欄-488

嘉元四年 (1306) 月 日付建部清元讓状, 欄-763

元亨二年 (1322) 七月七日付建部清元讓状, 欄-714

嘉曆元年 (1326) 十二月二十日付鎮西下知状写, 欄-289)

厩房丸

(建治元年 (1275) 十二月二十二日付建部清綱讓状案, 欄-708

建治二年 (1276) 正月三十日付建部清綱所従抄帳写, 欄-30

弘安三年 (1280) 九月八日付建部清綱置文, 欄-659

弘安六年 (1283) 十月九日付建部頼綱請取状, 欄-660

嘉曆元年 (1326) 十二月二十日付鎮西下知状写, 欄-289)

七郎左衛門尉

(乾元二年 (1303) 六月二十一日付沙弥行惠讓状写, 欄-483

元亨三年 (1323) 六月十日付鎮西下知状, 欄-678

嘉曆元年 (1326) 十二月二十日付鎮西下知状写, 欄-289)

西本園内三ヶ所・君沢津園・弥藤太園・水田八段領主

(建治元年 (1275) 十二月二十二日付建部清綱讓状案, 欄-708)

— 建部太子

(建治二年 (1276) 正月三十日付建部清綱所従抄帳写, 欄-30)

— 建部中子

(建治二年 (1276) 正月三十日付建部清綱所従抄帳写, 欄-30)

— 建部三子

(建治二年 (1276) 正月三十日付建部清綱所従抄帳写, 欄-30)

— 建部四子

(建治二年 (1276) 正月三十日付建部清綱所従抄帳写, 欄-30)

— 清治

房丸

(正元元年 (1259) 後十月五日付建部清綱讓状写, 欄-29)

孫二郎

(正安三年 (1301) 二月二十一日付建部清親讓状写, 欄-35)

散位

(正和三年 (1314) 九月十日付建部清治讓状写, 欄-39)

欄寝郡司

(延慶二年 (1309) 十月二十二日付鎮西下知状写, 欄-37)

延慶二年 (1309) 十二月二十二日付鎮西下知状写, 欄-38

正和元年 (1312) 八月二十二日付実清・静玄連署奉書写, 欄-433

元亨三年 (1323) 十一月二十九日付鎮西下知状写, 欄-288

嘉曆三年 (1328) 九月 日付大宰府主神司本司等申状写, 欄-388)

欄寝院司

(正和三年 (1314) 九月十日付建部清治讓状写, 欄-39)

欄寝 (院) 南俣地頭・郡司

(正安三年 (1301) 二月二十一日付建部清親讓状写, 欄-35)

嘉元四年 (1306) 十二月十六日付鎮西御教書, 欄-661)

欄寝院郡司・地頭

(正和三年 (1314) 九月十日付建部清治讓状写, 欄-39)

正和元年 (1312) 以降, 大宰府に納めるべき神物・年貢を抑留。

(嘉曆三年 (1328) 九月 日付大宰府主神司本司等申状写; 欄-388)

正和三年 (1314) 九月十日に死去。

(文保元年 (1317) 九月五日付建部清任請文写, 欄-40)

清經

(正安三年 (1301) 二月二十一日付建部清親讓状写, 欄-35)

嘉元四年 (1306) 十二月十六日付鎮西御教書, 欄-661

元亨三年 (1323) 十一月二十九日付鎮西下知状写, 欄-288)

彦次郎

(元亨三年 (1323) 十一月二十九日付鎮西下知状写, 欄-288)

彦次郎跡

(元亨四年 (1324) 二月二十日付鎮西御教書写, 欄-386)

元亨四年 (1324) 二月二十日付鎮西御教書写, 欄-387)

元亨四年 (1324) 四月二十三日付税所介桧前敦胤請文, 欄-662)

清任

- (正安三年 (1301) 二月二十一日付建部清親讓状写, 欄-35
 文保元年 (1317) 九月五日付建部清任請文写, 欄-40
 元亨三年 (1323) 十一月二十九日付鎮西下知状写, 欄-288
 元亨四年 (1324) 二月二十日付鎮西御教書写, 欄-386
 元亨四年 (1324) 二月二十日付鎮西御教書写, 欄-387
 元亨四年 (1324) 四月二十三日付税所介桧前敦胤請文, 欄-662
 正中二年 (1325) 八月二十八日付大友貞宗書下, 欄-663)

三郎

- (嘉元四年 (1306) 十二月十六日付鎮西御教書, 欄-661
 元亨三年 (1323) 十一月二十九日付鎮西下知状写, 欄-288
 元亨四年 (1324) 二月二十日付鎮西御教書写, 欄-386
 元亨四年 (1324) 二月二十日付鎮西御教書写, 欄-387
 元亨四年 (1324) 四月二十三日付税所介桧前敦胤請文, 欄-662
 正中二年 (1325) 八月二十八日付大友貞宗書下, 欄-663)

清政

- (乾元二年 (1303) 六月二十一日付沙弥行惠讓状写, 欄-483
 嘉元四年 (1306) 十二月十六日付鎮西御教書, 欄-661
 嘉元四年 (1306) 月 日付建部清元讓状, 欄-763
 元亨三年 (1323) 十一月二十九日付鎮西下知状写, 欄-288
 元亨四年 (1324) 二月二十日付鎮西御教書写, 欄-386
 元亨四年 (1324) 二月二十日付鎮西御教書写, 欄-387
 元亨四年 (1324) 四月二十三日付税所介桧前敦胤請文, 欄-662)

九郎

- (乾元二年 (1303) 六月二十一日付沙弥行惠讓状写, 欄-483
 嘉元四年 (1306) 二月二十四日付建部清元讓状写, 欄-488
 嘉元四年 (1306) 月 日付建部清元讓状, 欄-763
 元亨三年 (1323) 十一月二十九日付鎮西下知状写, 欄-288
 元亨四年 (1324) 二月二十日付鎮西御教書写, 欄-386
 元亨四年 (1324) 二月二十日付鎮西御教書写, 欄-387
 元亨四年 (1324) 四月二十三日付税所介桧前敦胤請文, 欄-662)

貞綱

- (嘉元四年 (1306) 十二月十六日付鎮西御教書, 欄-661)

- 元亨三年 (1323) 十一月二十九日付鎮西下知状写, 欄-288
 元亨四年 (1324) 二月二十日付鎮西御教書写, 欄-386
 元亨四年 (1324) 二月二十日付鎮西御教書写, 欄-387
 元亨四年 (1324) 四月二十三日付税所介桧前敦胤請文, 欄-662)

余 (与) 三

- (元亨三年 (1323) 十一月二十九日付鎮西下知状写, 欄-288
 元亨四年 (1324) 二月二十日付鎮西御教書写, 欄-386
 元亨四年 (1324) 二月二十日付鎮西御教書写, 欄-387
 元亨四年 (1324) 四月二十三日付税所介桧前敦胤請文, 欄-662)

清保

次郎三郎

- (正和三年 (1314) 九月十日付建部清治讓状写, 欄-39)

行智

- (嘉曆元年 (1326) 十二月二十日付鎮西下知状写, 欄-289
 嘉曆二年 (1327) 二月四日付沙弥行智讓状写, 欄-43
 嘉曆二年 (1327) 二月四日付沙弥行智讓状案, 欄-664
 嘉曆二年 (1327) 二月四日付沙弥行智讓状案, 欄-665
 嘉曆二年 (1327) 二月四日付沙弥行智讓状, 欄-827
 嘉曆二年 (1327) 二月四日付沙弥行智讓状写, 欄-565
 嘉曆二年 (1327) 二月四日付沙弥行智所從讓状写, 欄-566
 嘉曆三年 (1328) 八月二十九日付鎮西下知状写, 欄-535
 元德二年 (1330) 四月二十三日付建部助清和与状写, 欄-584
 元德二年 (1330) 五月二十八日付建部助清避状, 欄-764
 元德二年 (1330) 十一月十九日付沙弥行智讓状案, 欄-666
 元德二年 (1330) 十一月十九日付沙弥行智讓状案, 欄-667
 元德二年 (1330) 十一月十九日付沙弥行智讓状案, 欄-668
 元德二年 (1330) 十一月十九日付沙弥行智讓状案, 欄-669
 元德二年 (1330) 十一月十九日付沙弥行智讓状写, 欄-567
 正慶元年 (1332) 十月五日付鎮西下知状写, 欄-44
 正慶元年 (1332) 十一月十日付鎮西下知状写, 欄-45
 正慶元年 (1332) 十二月二十五日付鎮西下知状写, 欄-46)

欄寝(院)郡(院)司

- (正和三年(1314)九月十日付建部清治讓状写, 欄-39)
- 正和四年(1315)十月十日付建部信親避状写, 欄-533
- 正和五年(1316)三月二十五日付大隅正八幡宮造営表葺用途支配注文写, 欄-434
- 正和五年(1316)十一月十二日付建部信親讓状写, 欄-548
- 元応二年(1320)五月二十五日付鎮西施行状写, 欄-41
- 元応二年(1320)十月六日付鎮西施行状写, 欄-42
- 元亨元年(1321)九月三日付大隅国守護所私領并茅免勘料注進状案, 欄-786
- 元亨三年(1323)十一月二十九日付鎮西下知状写, 欄-288
- 元亨四年(1324)二月二十日付鎮西御教書写, 欄-386
- 元亨四年(1324)二月二十日付鎮西御教書写, 欄-387
- 元亨四年(1324)四月二十三日付税所介檢前敦胤請文, 欄-662
- 正中二年(1325)八月二十八日付大友貞宗書下, 欄-663
- 嘉暦元年(1326)十二月二十日付鎮西下知状写, 欄-289
- 嘉暦三年(1328)八月二十九日付鎮西下知状写, 欄-535)

欄寝院郡司・地頭

- (正和三年(1314)九月十日付建部清治讓状写, 欄-39)

欄寝(院)南俣地頭・郡司(郡司・地頭)

- (文保元年(1317)九月五日付建部清任請文写, 欄-40)
- 嘉暦二年(1327)二月四日付沙弥行智讓状写, 欄-43
- 嘉暦二年(1327)二月四日付沙弥行智讓状案, 欄-664
- 嘉暦二年(1327)二月四日付沙弥行智讓状案, 欄-665
- 嘉暦二年(1327)二月四日付沙弥行智讓状写, 欄-565
- 正慶元年(1332)十二月二十五日付鎮西下知状写, 欄-46)

父清治の時期以降, 大宰府に神物・年貢を抑留。

- (嘉暦三年(1328)九月 日付大宰府主神司本司等申状写, 欄-388)

清保は, 正慶元年(1332)十月五日以前に死去。

- (正慶元年(1332)十月五日付鎮西下知状写, 欄-44)

— 道惠

五郎入道 (法師)

(正慶元年 (1332) 十月五日付鎮西下知状写, 欄-44

正慶元年 (1332) 十一月十日付鎮西下知状写, 欄-45)

— 清成

(嘉曆二年 (1327) 二月四日付沙弥行智讓状案, 欄-665

嘉曆二年 (1327) 二月四日付沙弥行智讓状写, 欄-565

正慶元年 (1332) 十月五日付鎮西下知状写, 欄-44

正慶元年 (1332) 十一月十日付鎮西下知状写, 欄-45

正慶元年 (1332) 十二月二十五日付鎮西下知状写, 欄-46)

孫次 (二) 郎

(嘉曆二年 (1327) 二月四日付沙弥行智讓状写, 欄-43

正慶元年 (1332) 十月五日付鎮西下知状写, 欄-44

正慶元年 (1332) 十二月二十五日付鎮西下知状写, 欄-46)

欄寢郡司

(元徳四年 (1332) 二月十一日付建部親員避状, 欄-670)

欄寢院南俣地頭・郡司

(嘉曆二年 (1327) 二月四日付沙弥行智讓状写, 欄-43)

— 力寿 (丸), 建部信親養子

(正和五年 (1316) 十一月十二日付建部信親讓状写, 欄-548

嘉曆二年 (1327) 二月四日付沙弥行智讓状案, 欄-665

嘉曆二年 (1327) 二月四日付沙弥行智讓状, 欄-827)

— 清武

(元徳二年 (1330) 十一月十九日付沙弥行智讓状案, 欄-667

元徳二年 (1330) 十一月十九日付沙弥行智讓状案, 欄-668

元徳三年 (1331) 六月 日付建部清武申状案, 欄-823

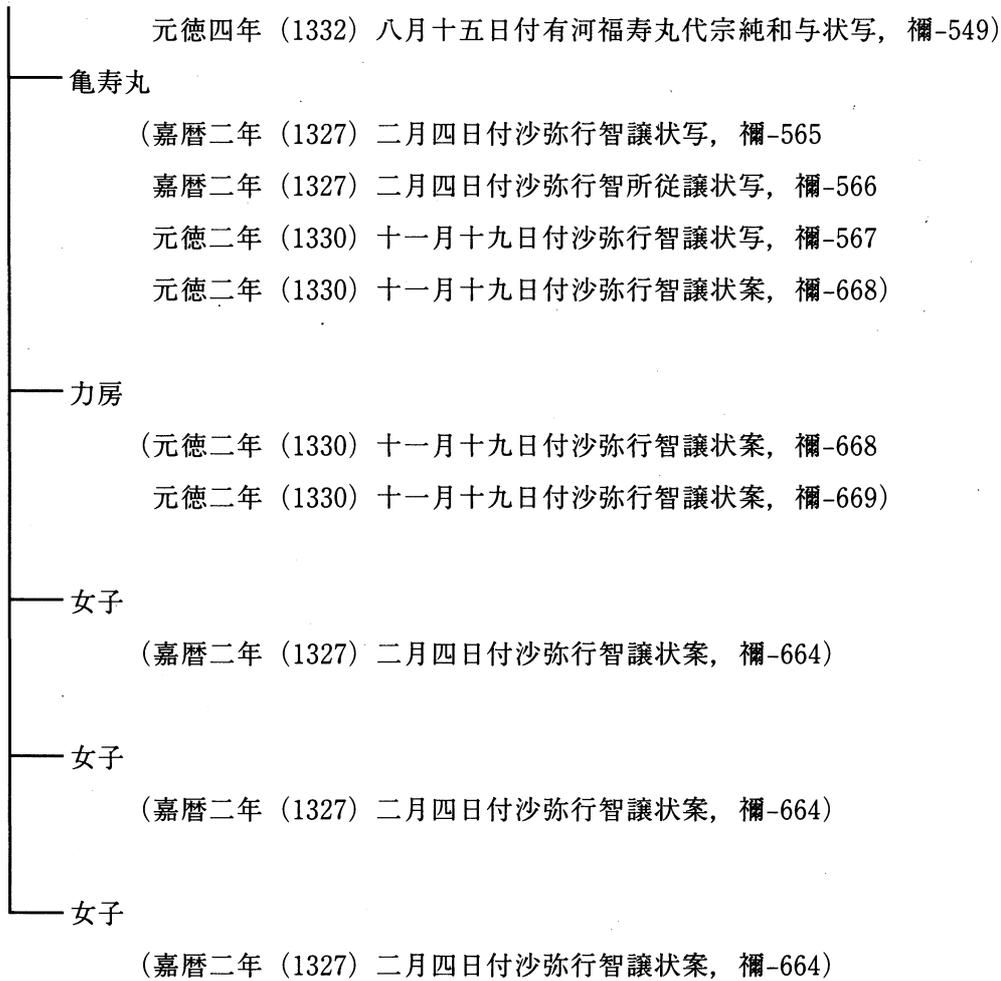
元徳四年 (1332) 八月十五日付有河福寿丸代宗純和与状写, 欄-549)

三郎次郎

(元徳二年 (1330) 十一月十九日付沙弥行智讓状案, 欄-667

元徳二年 (1330) 十一月十九日付沙弥行智讓状案, 欄-668

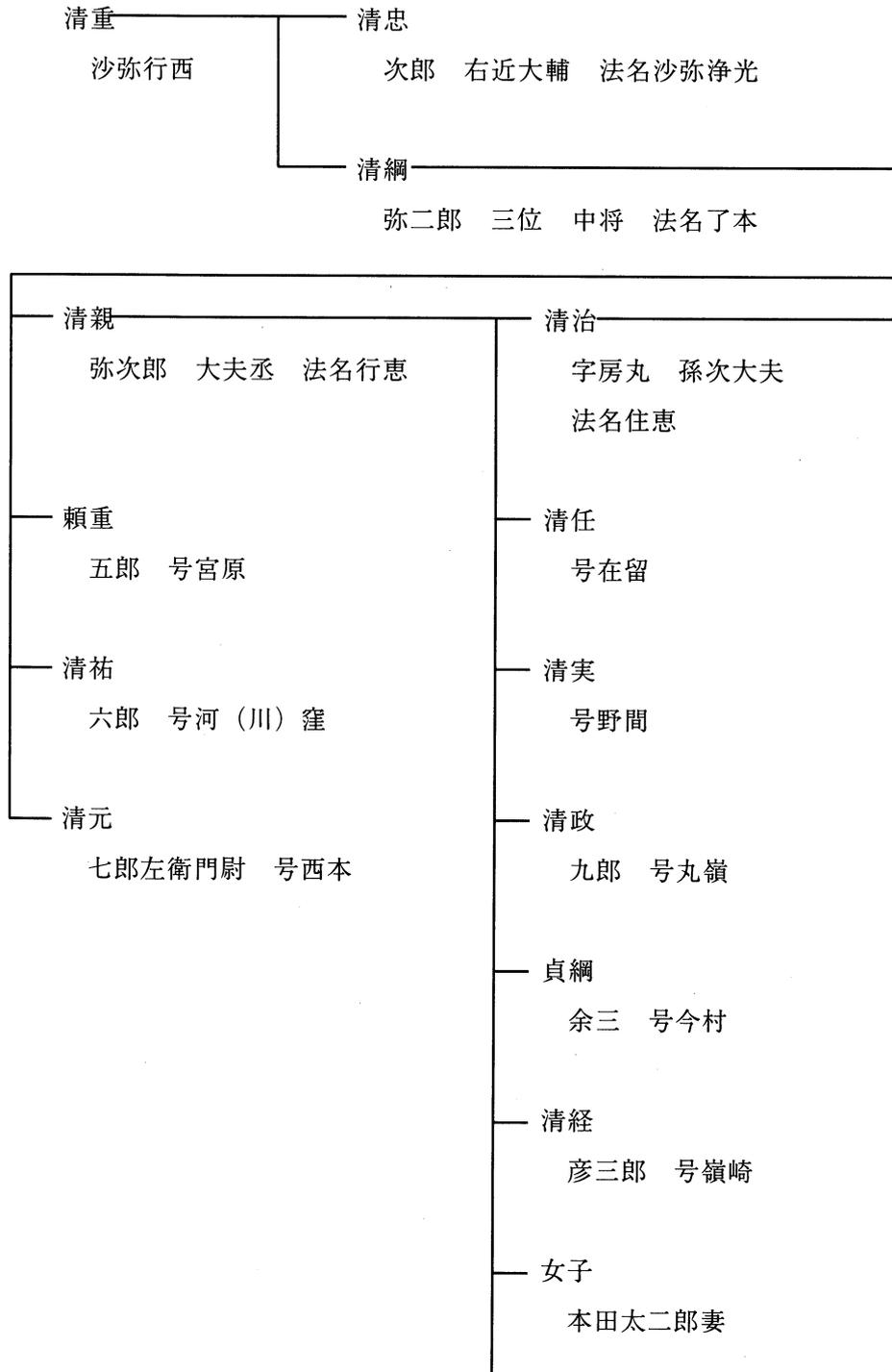
元徳三年 (1331) 六月 日付建部清武申状案, 欄-823

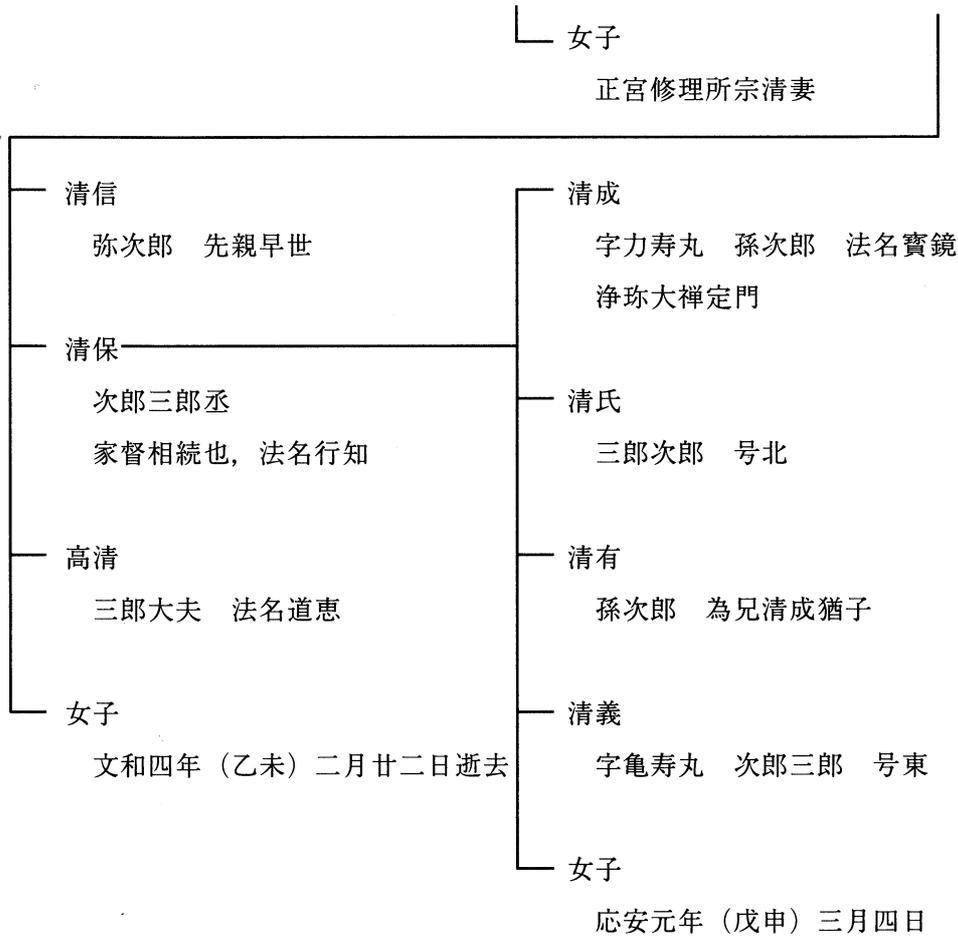


一次史料である文書から復元した系図は、史料的に信憑性が高いと考えられる。系図1から鎌倉期の建部氏(惣領系)は、禰寝(南俣)院の郡司職と地頭職とを相伝している事が確認される。また通字として「清」の字を用いている事が解る。鎌倉期の禰寝院南俣の表記には、「禰寝院」、「禰寝南俣院」、「禰寝院南俣」等の表現が使用されている。しかし此等の表現は、同じ実態を示していると考えられる。

さて系図1を、「平氏禰寝家系図」と比較してみよう。「平氏禰寝家系図」の関係部分を系図2として次に示す。

系図2 (「平氏禰寝家系図」)





両者を比べてみると、建部清重の法名行西は、系図1, 2, とともに一致している。清重の子清忠の通称(次郎)は系図1, 2では一致しているが、清忠の官職(右近大輔)や法名(浄光)は系図1では確認できない。清忠の官職・法名に関しては、今後検討が必要である。清忠の弟清綱の官位は、系図2では「三位」と記載されているが、これは系図1に記載されているように「散位」の誤りであると考えられる。但し系図2に記載された清綱の官職(中将)や法名(了本)については、史料の所見が無く検討の余地がある。清綱の子清親の通称(弥次郎)や法名(行恵)は、系図1, 2, 両方とも一致しているが、系図2に記載された官途(大夫丞)は史料の確証が無い。清親は、大隅掾であった事が確認できるので、「丞」は或いは大隅掾の事を指すのではないかと考えられる。清親の兄弟に関しては、清元が系図1, 2とも一致する。清親の姉妹の存在は知られるが、婚姻先が不詳なのが残念である。清親の子清治の幼名(房丸)・通称(孫次郎)は系図1, 2とも一致するが、系図2に記載された官途(大夫)や法名(住恵)については史料の裏付けが無い。清治の兄弟に関しては概して一致するが、系図2に記載された姉妹(本田太二郎妻, 正宮修理所宗清妻)に関しては史料の所見が無い。清治の子清保は、系図1, 2とも通称(次郎三郎)は一致し、法名は系図1で「行智」、系図2で「行知」となっているが、この記載法名の違いは普通の範囲であると考えられる。しかし系図2に記載された清保の官途(丞)に関しては、史料の所見が無い。清保の子

清成の通称(孫次郎)は、系図1, 2とも一致している。しかし系図2が清成の幼名を力寿丸とする事で、清成と力寿丸とを同一人物にしている。しかし系図1にも示したように清成と力寿丸とは別人である。清成と力寿丸とが同一人にされた背景についても今後検討する必要がある。

系図1, 2を比較してみたが、特に系図における官途の記載は、史料的根拠の再検討が必要である。また系図の記載内容も、文書に基づいて比較・検討すれば修正の余地が多い事も解った。今後系図1を更に細密に検討し、歴史的眞実に迫りたい。

終わりに

相伝された系図と文書から復元した系図とは、大きく異なる。そして史料的に信頼できる系図は、一次史料である文書・記録から復元された系図である。今回私は、中世南九州における国衙・一宮支配、守護の国内支配を分析する上で重要な鍵となる惣領系建部氏の系図の再構成を意図した。本稿は、今後の南九州分析の基礎的な作業である。この作業を基礎として、今後の中世の大隅国一宮制分析を進展させたい。

大隅国建部氏系図考証(2)註

- (1) 田中健二「鎌倉幕府の大隅国支配についての一考察—守護所と国衙在庁を中心に—」(『九州史学』65, 67, 1979, 1986年に瀬野精一郎・村井章介編『日本古文書学論集』(5)中世I, 吉川弘文館に再録)
- (2) 「平氏禰寝家系図」は、鹿児島県歴史資料センター黎明館編『鹿児島県史料』旧記雑録拾遺家わけ(1)(鹿児島県, 1988)に収録されている。「小松家系図」に関しては、鹿児島市西伊敷在住坂口久子氏が所蔵。
- (3) 「大隅国建部氏系図考証」(1)(『鹿児島大学教育学部研究紀要』48(人文・社会編), 1997)
- (4) 『禰寝文書』の中にも、信頼しがたい文書は勿論存在する。例えば建部氏が、鎌倉幕府から禰寝南俣院地頭職に補任された建仁三年(1203)七月三日付源頼家御教書写は、文言について問題がある。この点に関しては後日の課題として、取りあえず現段階においては他の『禰寝文書』と同様に使用しておく。